

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八 年 三 月 二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いいざか整形外科クリニック	福島市飯坂町字筑前二八番五	令和八年四月二十日
駅前クリニック	会津若松市白虎町二〇七番地一	令和八年四月一日
福島県厚生農業協同組合連合会 会津みさと診療所	大沼郡会津美里町字高田甲二九八一	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公益財団法人 湯浅報恩会 寿泉堂クリニック	郡山市駅前一丁目八番一六号	令和八年三月一日
秋元医院	田村市船引町船引字畑添四番地	令和八年一月十七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福島赤ちゃん子ども歯科 矯正歯科	福島市笹谷字塗谷地三七―三	令和八年四月一日
チューリップ歯科	郡山市鶴見垣二丁目九九番四	令和八年四月一日
鮫川歯科診療所	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九 ―一	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もとみやデンタルクリニック	本宮市高木滝ノ入五二―五〇	令和八年二月十二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
八幡薬局	福島市飯坂町字八幡内三三番一	令和八年四月一日
調剤薬局ツルハドラッグ須賀川西店	須賀川市岡東町一九三番地	令和八年四月一日
カタソネ薬局	田村市船引町東部台三丁目二五番地	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八 年 三 月 二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局 いわき富岡店	いわき市小名浜南富岡字富士前四八番二	令和八年三月一日